

27平循第239号
平成27年(2015年)7月13日

平塚市廃棄物対策審議会
会長 藤野 裕弘 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

記

- 1 条例別表第1及び第3に掲げる一般廃棄物の処理手数料等の額の改定等について
- 2 既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乗せ基準の設定及び搬入条件の厳格化等に伴う不利益処分の基準の設定について

以上

(事務担当は循環型社会推進課資源循環担当)

諮問1 条例別表第1及び第3に掲げる一般廃棄物の処理手数料等の額の改定等について

(理由)

平成24年10月12日付け平塚市廃棄物対策審議会答申を踏まえ、し尿については定額料金と従量料金、動物の死体については市が収集し、運搬し、及び処分する場合の手数料を平成25年4月1日に改定した。

平成25年10月に新たなごみ焼却施設が稼働し、1年半が経過したため、ごみ処理原価を算出することで、前回の答申時において据え置きとされたごみ等の手数料についても、改めて検討を願うものである。

また、1回あたり5キログラム未満のごみを市の処理施設に搬入する場合や、特別の扱いをするごみ処理の手数料についても、適正な受益者負担の観点から検討を願うものである。

一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可証再交付に係る手数料についても、県内市町の状況や市の手数料の算定基準に即し、条例化の検討を願うものである。

諮問2 既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乗せ基準の設定及び搬入条件の厳格化等に伴う不利益処分の基準の設定について

(理由)

平成27年3月16日付け平塚市廃棄物対策審議会答申において本諮問事項の骨子については、市民サービスの向上及び優良業者の育成につながるとの考えから、制度設計の議論へ進むよう意見が示されたところである。

このことを受け、前者は、家庭から排出されるごみの一部を一般廃棄物収集運搬業者が収集するにあたり、市民が多様な選択肢にもと安心して利用するため廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める基準の上乗せについて検討を願うものである。また、後者は法や市の一般廃棄物処理計画を遵守しない業者に対して、搬入停止等の行政指導や処分を行うための基準を明確化するために検討を願うものである。

「家庭系ごみの有料化について（提言）」に関する考え

平成26年3月に平塚市廃棄物対策審議会から「家庭系ごみの有料化について」と題して、『経費削減』『本市の諸課題に対応するため、現状のごみの収集体制を民間委託の移行を含めた効率化等を検討し、戸別収集の実施に併せて家庭系ごみの有料化を導入すること』といった提言がなされた。

本市の現況から次のとおり「戸別収集」「民間委託」「家庭系ごみの有料化」についての考えを整理する。

第1 戸別収集及び民間委託について

今年度から市の行政改革の一貫として、現業職員のあり様について全庁的な議論が開始する。清掃現場の職員のほか、様々な部署の職員の配置、再配置、またアウトソーシング等に関する議論が予定されているため、現段階において戸別収集を実施すると仮定した場合に必要な人員を、本市の直営によりまかなうことができるか等について判断することはできない。

提言においても、経費削減を前提とした戸別収集の実施について言及されていることから、民間委託の前に本市の直営により体制を整えることができるか、全庁的な議論を踏まえ検討するものとする。

第2 家庭系ごみの有料化について

提言書の趣旨は、戸別収集を民間委託により実施した場合、不足する財源を家庭系ごみの有料化によりまかなうこととされている。上記のとおり、今年度から全庁的な現業職員のあり様について検討を開始する段階であることから、戸別収集を直営により行うことができるかどうかの判断も困難である。そのため、提言書の意見で言及されているような財源充当のために家庭系ごみの有料化を導入することを、この時期に判断することはできない。

なお、これまで家庭系ごみの有料化を導入した自治体の多くは、ごみの焼却量の削減により最終処分場の逼迫さを解消することを目的としている。今年度から有料化をスタートする鎌倉市も最終的な目的こそ異なるものの、ごみの焼却量の削減を導入理由として掲げている。そこで、既に導入している自治体の理由が本市においても説得力をもって受け入れられるか、現状の数値及びその推移をもとに整理する。

- ・ごみの減量化は、どこまで進める必要があるか？

平成25年5月に閣議決定された第三次循環基本計画では、平成32年度ま

でに1日1人あたりの排出原単位を約890グラムとする目標が示されている。また、家庭系ごみの排出量（集団回収、資源ごみ等を除く）の1日1人あたりの排出原単位を約525グラムとする目標も示されている。いずれにおいても、本市は同目標値の達成に向け、確実に推移すると想定していることから、新たな費用負担を市民に強いてまで、大幅に減量する必要があるとはいえない。

・ごみの減量化は、最終処分場の埋立にどの程度貢献するか？

平成25年10月に新たなごみ焼却施設が稼働したことで、焼却灰については外部に全量資源化している。このことにより、最終処分場への搬入物は平成19年度比で87パーセント近く削減する予定である。実際に埋め立てられるのは、破碎処理場からの破碎残渣（年間約1,300トン）に限られるが、全体の総排出量からみれば、1～2%と僅かである。焼却灰の全量資源化により最終処分場の延命化が図られたこと、また、小型家電のリサイクル等によりこれまで搬入していたごみの一部のリサイクルを開始したこと等を踏まえると、今後も埋立量のペースは大幅に鈍化することが想定される。

以上